

公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成24年2月1日
上 島 町

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）及び愛媛県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月25日付け22林第916号。以下「県方針」という。）に即して上島町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）を定めるものである。

第1 上島町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて町民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が、持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材の利用促進は、森林の適正な整備に繋がり、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

このため、木材の利用を推進することにより、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

公共建築物は広く町民一般の利用に供されることから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、一般住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

（1）町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

（2）町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、町は、県方針を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ、公共建築物における木材の利用を担う設計者等人材の育成、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、2の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、見直しが検討されていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を推進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接町

民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、町は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

第3 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

本方針の推進体制については、以下のとおりとする。

- 1 町の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係各課の連絡・調整等を円滑に行うため、定期的に行われる課長会において、情報交換等適宜協議するものとする。
- 2 課長会では、本方針に基づき町が整備する公共建築物における木材の利用の実施状況等を、毎年取りまとめるものとする。
- 3 本方針の推進に係る関係各課の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。

附 則

この町方針は、平成24年2月1日から適用する。

関係部所の地域材利用促進における役割と対象施設等

(1) 関係各課の役割

関係課名	公共施設等木材利用推進における役割
企画担当課	企画担当課所管事業に係る地域材の利用促進
保健福祉担当課	福祉、医療、保健、老人、児童施設等に係る地域材の利用促進
産業振興担当課	産業振興課所管事業（農林水産業用施設、農林水産土木事業）に係る地域材の利用促進
建設担当課	土木事業、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進
教育委員会	学校施設等に係る地域材の利用促進

(2) 公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○小学校、中学校、保育所、幼稚園、の校舎、体育館等 ○病院・診療所、保健所等 ○養護施設、福祉施設、老人ホーム等 ○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等 ○観光保養施設、種々管理事務所等 ○公営住宅 *町民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等 *高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入の推進	○町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等 *優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を町民に対して啓蒙できる事務用品
公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○落下防止柵、法面保護工、よう壁工、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係 *町民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設